

徳島県告示第七十七号

徳島県豊かな森林を守る条例（平成二十五年徳島県条例第六十七号）第十四条第一項の規定に基づき森林管理重点地域の指定をしたいので、同条第三項の規定により次のとおり告示し、令和七年二月七日から同年三月八日までの間、指定案を公衆の縦覧に供する。

なお、指定をしようとする区域の森林所有者等その他の利害関係人は、縦覧の期間の満了の日までに、知事に指定案についての意見書を提出することができる。

令和七年二月七日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 指定の種別

第一種森林管理重点地域

二 指定をしようとする区域

那賀郡那賀町海川字旭五一、六一の二、七三の一、七三の五、七四の一、八〇及び八五の一並びに字エノキタ二一二の一、一三の一、二〇の一及び二四並びに字ヲフウチ三〇の一並びに字西俣四、三九、五九の一、五九の二、六一、六四、六五、九一の一、九一の二、一〇九、一〇九の二及び一二三の二並びに字東俣三六の一、三六の二、三八、四〇、一一六、一一八、一一九、一二一、一三五の一、一三八及び一七四の二並びに字本郷八並びに字南三七

三 縦覧場所及び意見書の提出先

郵便番号 七七〇―八五七〇

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県農林水産部森林土木・保全課森林保全担当

電話番号 〇八八―六二一―二四五〇